

飲食店経営者の皆様へ

飲食店からの騒音には規制があります!

夜間飲食店を営業する場合、カラオケ等の使用に規制が設けられています。
近頃、深夜騒音に対する苦情が増加していることから、飲食店経営者の皆さまに
次のことの徹底をお願いいたします。

(店舗の外へ音漏れする場合)



**午後 11 時～午前 6 時までの間はカラオケ
等の音響機器は使用できません。**

この時間帯に音響機器を使用する場合、音が店舗の外部に漏れないように、
二重扉、二重窓、換気扇の改善、防音壁などの騒音防止対策を講じなければなり
ません。



**午後 10 時～午前 6 時までの間は※基準値
以上の騒音を発生させてはいけません。**

飲食店からの騒音には店内で発生する騒音の他に、ドアの開閉音、出入りの際
の話し声、自動車の空ぶかし音等が含まれますので、騒音の低減に配慮下さい。

～深夜騒音の規制基準～

区域の区分		騒音の大きさ
A 区域	用途地域のうち第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、 第 2 種住居地域、準住居地域及びこれらに準ずる地域 として知事が指定した地域	45 デシベル 以下
B 区域	用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地 域、工業地域及びこれらに準ずる地域として知事が指 定した地域	55 デシベル 以下

※ 保育所、病院、診療所及び特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の
周囲おおむね 50 メートル以内の区域では、上表の数値から 5 デシベル減じた値と
なります。

違反している場合は、違反行為の停止・騒音防止方法の改善を勧告され、勧告に従わないときは、違反行為の停止・騒音防止方法の改善を命じられます。

命令に違反した場合は、10万円以下の罰金となります。

静穏な生活環境の保持にご協力下さい！

■参考

～騒音レベルと身近な音との比較～

騒音レベル	身近な音
0dB	最小可聴限度
20dB	木葉のふれあう音
30dB	ささやき声
40dB	市内深夜・図書館・静かな住宅地の昼
50dB	静かな事務所
60dB	普通会話
70dB	騒々しい事務所・電話のベル
80dB	電車の車内
90dB	騒々しい工場・大声による独唱
100dB	電車が通るときのガードの下

※商業地域の基準値は55dB

※深夜騒音の規制基準は、図書館や静かな事務所の音の大きさとなっています。

資料「福島県生活環境の保全等に関する条例」一部抜粋

(深夜騒音規制地域の指定)

第 84 条 知事は、飲食店営業その他の営業であって規則で定めるもの（以下「飲食店営業等」という。）に係る深夜における騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、当該騒音について規制する地域（以下「深夜騒音規制地域」という。）として指定することができる。

2 知事は、深夜騒音規制地域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聞かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 知事は、深夜騒音規制地域を指定するときは、その旨及びその地域を告示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

〈規則〉 第 84 条第 1 項の規則で定めるものは、次に掲げる営業とする。

- (1) 食品衛生法施行令第 5 条第 1 号に規定する飲食店営業のうち設備を設けて客に飲食させる営業
- (2) 食品衛生法施行令第 5 条第 2 号に規定する喫茶店営業
- (3) 専らカラオケ装置を客に使用させる営業

(深夜騒音規制基準)

第 85 条 知事は、深夜騒音規制地域における飲食店営業等に伴って発生する午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間の騒音について、区域の区分ごとに、営業所の敷地の境界線における大きさの許容限度を定める規制基準（以下「深夜騒音規制基準」という。）を規則で定めなければならない。

〈規則〉 第 85 条の深夜騒音規制基準は、下表の左欄に掲げる区域の区分ごとに、同表の右欄に掲げる営業所の敷地の境界線における騒音の大きさとする。

区域の区分	騒音の大きさ
A 区域 用途地域のうち第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及びこれらに準ずる地域として知事が指定した地域	45 デシベル
B 区域 用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれらに準ずる地域として知事が指定した地域	55 デシベル

備考 この表の各区域内に所在する児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域における深夜騒音規制基準は、この表に定める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

(深夜騒音規制基準の遵守義務)

第 86 条 深夜騒音規制地域において飲食店営業等を営む者は、深夜騒音規制基準を遵守しなければならない。

(音響機器の使用の禁止)

第 87 条 深夜騒音規制地域において飲食店営業等を営む者は、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間においては、その営業所において規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が営業所の外部に漏れない場合は、この限りでない。

〈規則〉 第 87 条の規則で定める音響機器は、次に掲げる音響機器とする。

- (1) 音響再生装置
- (2) 楽器
- (3) 有線放送装置
- (4) 拡声装置

(改善勧告及び改善命令)

第 88 条 知事は、深夜騒音規制地域において飲食店営業等を営む者が前 2 条の規定に違反することによりその営業所の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その者に対し期限を定めて、その事態を除去する為に必要な限度において、当該違反行為の停止、騒音の防止の方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、その違反行為の停止、騒音の防止の方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

〈罰則〉 第 2 項の規定による命令に違反した場合、十万円以下の罰金に処する。

(利用者の責務)

第 89 条 飲食店営業等を利用する者は、その利用に伴って発生する騒音により周辺の静穏を害する行為をしてはならない。

(近隣の静穏保持)

第 90 条 何人も、騒音を発生させることにより周辺的生活環境を損なうことのないよう自ら配慮するとともに、相互に協力して近隣の静穏の保持に努めなければならない。